

令和7年度事業報告書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人Reach Alternatives

1 事業の成果

既存の中東(ガザ、シリア、トルコ)、東部アフリカ(南スーダン、ケニア)、アジア(アフガニスタン等)において、争いなどにより生じた人道危機に際する「命をつなぐ緊急支援」、人材育成・能力強化を通じた「争いを防ぎ平和をつくる支援」として、早期警戒・早期対応、社会的結束・共存のためのコミュニティレベルの取り組みを実施した。実施に際してはジェンダー配慮、地域間のノウハウの共有を進めた。また、国内外での活動への理解促進および啓発を進めた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人 数	事業費 の 金額 (千円)
1	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (4) 紛争予防・平和構築の理論および実践のために必要かつ有益な情報を収集し、調査・研究をおこない、またその成果を踏まえて政策・措置を提言すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【ジュバ市における若者と女性のエンパワメントを通じた平和構築事業】 和平プロセスの停滞に伴う政情・社会不安の影響で対立や暴力が深刻なジュバ市グンボ地区において、社会が分断されやすい環境下でも若者たちを起点にコミュニティレベルで持続可能な争い予防と平和構築の取り組みを可能とするため、暴力の扇動や影響を受けやすい若者・女性が争い予防と平和構築活動の担い手となるよう人材育成と仕組みづくりを行った。	2024年3月～ 2025年5月	南スーダン 共和国 ジュバ	9人	ピース・メディアーター30人、コミュニティ住民のべ500人、地域関係者5団体、啓発活動参加者517人、起業・就業情報に関するセミナー参加者316人	21,330千円

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人 数	事業費 の 金額 (千円)
2	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (4) 紛争予防・平和構築の理論および実践のために必要かつ有益な情報を収集し、調査・研究をおこない、またその成果を踏まえて政策・措置を提言すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプと周辺ホストコミュニティにおける保護および争い・暴力予防強化事業】 国内避難民キャンプおよびホストコミュニティから選出された指導者及びユース・リーダーに対し紛争管理・早期警戒・早期対応ブラッシュアップ研修とトレーナー養成ワークショップを実施した。また、外部治安関係者や他支援団体との定期会議を実施し、コミュニティ内における早期警戒・早期対応に係る体制強化を行った。さらに、育成した人材が共同ファシリテーターとして早期警戒・早期対応に係る知識共有セッションおよびコミュニティ住民に対し、コミュニティレベルの暴力・争い予防に係る啓発活動を実施した。		南スーダン 共和国 ジュバ	10人	育成人材 78人、コミュニティ住民 延べ2,003人、啓発活動参加者 延べ393人	28,741千円
3	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (4) 紛争予防・平和構築の理論および実践のために必要かつ有益な情報を収集し、調査・研究をおこない、またその成果を踏まえて政策・措置を提言すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【中央エクアトリア州ジュバ市ジェベル・クジュール地区の国内避難民キャンプと周辺ホストコミュニティにおける争い・暴力に対するコミュニティ保護体制強化事業】 南スーダン中央エクアトリア州ジェベル・クジュール地区の2カ所のジュバ国内避難民キャンプ(キャンプ1とキャンプ3)、およびその周辺ホストコミュニティから選出された指導者及びユース・リーダーに対し紛争管理・早期警戒・早期対応研修とコミュニティ治安調査研修を実施した。また、外部治安関係者や他支援団体との定期会議を実施し、コミュニティ内における早期警戒・早期対応に係る体制強化を行っている。さらに、育成した人材と協働し、コミュニティ住民に対してコミュニティレベルの暴力・争い予防に係る啓発活動を実施する。	2025年 10月～ 2026年7 月(継続 中)	南スーダン 共和国 ジュバ	10人	育成人材 39人	19,463千円

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人 数	事業費 の 金額 (千円)
4	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (4) 紛争予防・平和構築の理論および実践のために必要かつ有益な情報を収集し、調査・研究をおこない、またその成果を踏まえて政策・措置を提言すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【トリット郡における若者と女性の能力強化および紛争解決の仕組み構築を通じたコミュニティ主導の平和構築事業】 和平プロセスの停滞に伴う政情・社会不安の影響で対立や暴力が深刻なジュバ郡およびトリット郡において、社会が分断されやすい環境下でも若者たちを起点にコミュニティレベルで持続可能な争い予防と平和構築の取り組みを可能とするため、暴力の扇動や影響を受けやすい若者・女性が争い予防と平和構築活動の担い手となるよう人材育成と仕組みづくりを行う。	2026年3月～ 2027年3月（継続中）	南スーダン共和国 ジュバ・トリット	9人	育成人材 50人、コミュニティ住民 延べ2,400人、啓発活動参加者320人、起業・就業セミナー参加者320人、行政・警察・現地団体・企業等のステークホルダー10人	5,240千円
		南スーダン共和国事業計				69,540千円	
5	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。	【トルコ共和国メルスィン県6地区における個別支援およびGBV予防・対応強化事業（第8期）】 メルスィン県6地区において、シリア難民を対象に情報提供、個別法律相談、個別心理カウンセリング、トルコ語通訳、権利・法律セミナー、ジェンダーに基づく暴力（GBV）予防啓発セッションを提供した。またGBV予防対応強化トレーナー研修を現地提携団体スタッフを対象に実施し、研修受講者が講師となり他の難民支援団体に対しGBV予防対応能力研修を実施した。	2024年9月～ 2025年5月	トルコ共和国 メルスィン	6人	シリア難民 51人	4,974千円

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の 金額 (千円)
6	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。	【ジェンダーに配慮した災害リスク軽減を通じた、トルコにおける女性・少女のエンパワメント事業】女性被災者や女性主導の市民団体を対象に、ジェンダーに配慮した災害リスク削減（DRR）の推進に取り組んだ。東北大学の専門家と連携してジェンダー対応型DRRガイドラインを開発・発行し、トルコの市民団体へ共有した。また、アディヤマン県およびキリス県で地震被災女性68人を対象に啓発セッションを実施し、多くの参加者で理解度の向上が確認された。さらに、市民団体15団体・20人を対象としたオンライン研修を行い、ジェンダー視点を取り入れた防災・減災の実践力強化を支援した。	2025年7月 ～ 2026年3月	トルコ共和国 アディヤマン・キリス	4人	地震被災女性68人 市民団体職員20人	5,193千円
7	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【農村地域の研修生・構成員・職員を対象としたライフスキル、紛争管理、社会的結束およびジェンダー平等にかかる能力強化・意識啓発活動事業】 REALsは、FAO（国連食糧農業機関）の農業食品スキル開発プログラム（ASDP）受講生や農村協同組合・コミュニティ住民を対象に、ライフスキル、ジェンダー平等、紛争管理、社会的結束の強化を目的とした研修・啓発活動を実施した。カフラマンマラシュ県ではASDP受講生114人に研修を行い、多くの参加者で理解度向上が確認された。キリス県では協同組合メンバー28人への研修を行い、さらに両県の農村コミュニティ計142人に社会的結束とジェンダー平等に関する啓発セッションを提供した。	2025年12月 ～ 2026年3月	トルコ共和国 カフラマンマラシュ・キリス	4人	農業食品スキル開発プログラム受講生114人 協同組合メンバー28人 農村コミュニティメンバー142人	6,064千円

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人 数	事業費 の 金額 (千円)
8	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【シリア北西部における脆弱性の高い人々の保護支援事業】 国内避難民に対し、心理社会的サポート（個別カウンセリング、心理社会ワークショップ、編み物と機械修理のスキル向上を通じた心理グループワークショップ）およびGBV予防啓発セッションの提供を実施した。また提携団体スタッフにコミュニティワーカー育成リフレッシュ研修を実施し、さらに提携団体スタッフがコミュニティワーカーを対象にリフレッシュ研修を実施した。さらに、新しい国内避難民キャンプにおいて、新たに30人がコミュニティワーカーとして育成された。育成されたコミュニティワーカーと現地提携団体スタッフが家庭訪問を行い、より専門的な支援を必要とする国内避難民やホストコミュニティ住民を特定し、必要な支援へのアクセスを促進した。	2024年9月 ～ 2025年6月	シリア・アラブ共和国 イドリブ	5人	国内避難民・ホストコミュニティ住民 延べ292人	10,267千円
9	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【シリア北西部におけるコミュニティ主導の暴力・争い予防を通じた保護環境改善事業】シリア北西部イドリブ県ジスル・アッシュグール地区において、帰還民、国内避難民、ホストコミュニティ住民が混在する地域を対象に、争い・暴力・保護リスクを早期に把握し対応する体制を構築した。対象地域から選定した地域人材に対し、紛争管理、仲裁・対話、保護リスク対応、関係機関への照会方法等の研修を実施した。育成された地域人材は、巡回・アウトリーチ活動を通じて住民の課題を把握し、SWAスタッフや専門機関と連携して対話促進、仲裁支援、心理社会的支援、保護等への照会を行った。また、生計向上に資するスキルトレーニングを実施し、地域人材の継続的な活動と対象地域の保護環境改善を支援した。	2025年8月 ～ 2026年5月	シリア・アラブ共和国 イドリブ	5人	国内避難民・ホストコミュニティ住民 延べ2,121人	17,276千円

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の 金額 (千円)
10	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【コミュニティ主導の暴力・争い予防を通じた保護環境改善】シリアにおいて、地域の争いや分断を未然に防ぐため、市民団体の代表者等を対象に研修を実施し、平和づくりを担う地域人材を育成した。育成された人材による巡回活動等を通じて、争いの予兆を早期に把握し、対話や仲裁につなげる取り組みを行った。また、地域の市民団体、若者、女性団体と連携し、多様な立場の人々が参加する啓発・教育活動を実施し、地域住民が自ら平和な社会をつくるための基盤づくりを支援した。	2025年8月 ～ 2026年7月(継続中)	シリア・アラブ共和国	6人	国内避難民・ホストコミュニティ住人 延べ0人	7,273千円
11	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【シリア・イドリブ県における給水インフラ修繕と啓発による生活環境改善事業】 シリア・イドリブ県において、給水インフラの修繕および衛生・保護啓発活動を実施した。アルジャヌディア町では給水設備を修繕し、安定的な給水を可能にした。アレッジ村では共同井戸設備の修繕、公共給水ポイントの設置、給水ネットワークの整備を行い、安全な飲料水へのアクセスを改善した。また、国内避難民キャンプでは衛生およびジェンダーに基づく暴力(GBV)予防に関する啓発セッションを実施し、避難環境における衛生・保護意識の向上を図った。	2024年7月 ～ 2025年6月	シリア・アラブ共和国 イドリブ	5人	国内避難民・ホストコミュニティ住人 6,000人	2,243千円

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の 金額 (千円)
12	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (3) 直接または間接に紛争予防・平和構築の推進に寄与することを目的として人材を教育し、訓練すること。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【シリアでの給水インフラ修繕とコミュニティ共存事業】 シリア北西部イドリブ県において、水くみ上げ施設および配水管ネットワークの修繕を実施した。施設の電気設備や制御盤を交換し、高効率ポンプを導入するとともに、老朽化した配水管を高耐久の管へ更新した。また、修繕後の給水所や配水管ネットワークが持続的に運用されるよう、地域の水道局と管理体制を整え、帰還民・ホストコミュニティ住民の安全な水へのアクセス改善を図った。	2025年7 月 ～ 2026年 5月	シリア・アラブ共和国 イドリブ	6人	国内避難民・ホスト コミュニティ住民 延べ4,901人	4,189千円
		シリア・トルコ事業計	57,483千円				
13	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【退避・保護支援】 2021年8月の政権交代による迫害により生命の危機に瀕しているアフガニスタン人の国外退避支援、保護支援を実施した。	2025年4 月～ 2026年3 月	アフガニスタン・イスラム共和国	2人	退避・生存支援 100人	8,118千円
14	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【クナール県における地震被災者へのシェルターおよび居住支援物資配布事業】 アフガニスタン東部で発生した地震の被災地クナール県で過酷な避難生活を送る脆弱性の高い世帯を対象に、厳しい冬に必要な毛布・寝具等の居住支援物資を配布した。	2025年 10月～ 2026年2 月	アフガニスタン・イスラム共和国 クナール	4人	1,020世帯 (6,052 人)	47,070千円

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の 金額 (千円)
15	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【クナール県における緊急医療支援事業】 2025年9月に発生した地震で深刻な被害を受けたアフガニスタン東部クナール県ヌルガル地区にて被災者の命を守るために、医療支援や衛生用品・食料の提供など、緊急支援活動を実施した。	2025年9月～ 2026年1月	アフガニスタン・イスラム共和国 クナール	2人	976名	4,723千円
		アフガニスタン事業計	59,913千円				
16	(1) 海外の顕在的または潜在的な紛争地において紛争予防・平和構築のための活動を企画し、実施すること。 (2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、調整、提携、協力をおこなうこと。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事業をおこなうこと。	【パレスチナ・ガザ地区における脆弱性の高い国内避難民及びホストコミュニティ住民への食糧配布事業】イスラエル軍によるガザ地区への地上侵攻、空爆をうけて命の危険にさらされ、支援物資の搬入の停止により食糧が確保できず、かつ支援が行き届いていない非公式シェルター居住の国内避難民や困窮世帯など、脆弱性の高い国内避難民及びホストコミュニティ住民に食料配布を実施した。	2024年9月～ 2025年11月	パレスチナ・ガザ地区	4人	3,963世帯(23,428人)	20,398千円
		パレスチナ・ガザ事業計	20,398千円				
17	(4) 紛争予防・平和構築の理論および実践のために必要かつ有益な情報を収集し、調査・研究をおこない、またその成果を踏まえて政策・措置を提言すること。	【育成人材・能力強化団体の状況確認】 過去にナイロビの各地区で実施した事業において育成した暴力予防・平和構築活動に携わる人材および現地団体のその後のコミュニティでの活動状況を確認・記録した。これに基づき翌年度にむけた支援計画・広報計画を策定。	2025年4月～ 2026年3月	ケニア共和国	2人	コミュニティワーカー等40人	7,754千円
		ケニア事業計	7,754千円				
		海外事業計 ①	215,090千円				

	事業名	事業内容	実施 時期	実施 場所	従事者 の 人数	受益対象者 の範囲及び 人 数	事業費 の 金額 (千円)
18	(5) 啓蒙、広報活動 (8) 関連事業	学校、企業、自治体での講演等を通じた啓蒙・広報	2025年4 月 ～ 2026年3 月	日本	3人	講演参加者 90人	
19	(5) 啓蒙、広報活動 (8) 関連事業	テロ予防・異文化対応・紛争予防に関するセミナー・啓発活動	2025年4 月 ～ 2026年3 月	日本	3人	セミナー (UNRWA) 研修参 加者 30人 イベント来場者	
20	(5) 啓蒙、広報活動 (7) イベントを実施	団体紹介・事業報告のセミナーを通じた啓蒙・広報（無償）	2025年4 月 ～ 2026年3 月	日本	3人	オンラインイベント 参加者 233人	
21	(2) 前項の活動の成功を担保するために、日本政府を始めとする各国政府、 国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等と必要な連絡、 調整、提携、協力をおこなうこと。 (8) 上記の事業を達成するために必要な、これに関連する事 業をおこなうこと。	アフリカ地域に進出する企業に対するコンサルティングサービスを提供す る企業法人に対し、途上国での活動において企業が留意すべき内容につい ての調査レポートを作成	2025年4 月 ～ 2026年3 月	日本	3人	6人	
		国内事業計 ②				361千円	
		事業合計 (①+②)	215,452千円				

令和7年度(2025年度)活動計算書

- ・ 活動計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 計算書類に対する注記
- ・ 財産目録
- ・ 監事監査報告書
- ・ 独立監査人の監査報告書

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

2025年度 活動計算書

自:2025年4月1日 至:2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

(単位:円)

科目	特定非営利活動事業		合計 (D=B+C)
	非収益事業 (B)	収益事業 (C)	
一般正味財産増減の部			
I 経常収益			
1 受取会費			
受取賛助会費	0		0
受取支持会費	400,000		400,000
受取一般会費	440,000		440,000
受取会費計	840,000	0	840,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	35,372,694		35,372,694
受取寄附金振替額	17,505,431		17,505,431
書損じハガキ	0		0
受取寄附金計	52,878,125	0	52,878,125
3 受取助成金等			
受取補助金	173,770,895		173,770,895
受取助成金	219,000		219,000
受取助成金等計	173,989,895	0	173,989,895
4 収益事業			
請負業		961,500	961,500
物品販売業		0	0
収益事業計	0	961,500	961,500
5 その他収益			
受取利息	106,963	0	106,963
為替益	104,337	0	104,337
その他収益	0	0	0
その他収益計	211,300	0	211,300
経常収益計	227,919,320	961,500	228,880,820
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 直接事業費			
直接事業費	108,044,572	0	108,044,572
直接事業費計	108,044,572	0	108,044,572
(2) 人件費			
役員報酬	4,725,000	0	4,725,000
職員人件費	53,654,066	0	53,654,066
法定福利費	7,473,289	14	7,473,303
福利厚生費	224	0	224
人件費計	65,852,579	14	65,852,593
(3) その他経費			
教育研修費	0	0	0
会議費	8,442	0	8,442
旅費交通費	10,036,942	4,114	10,041,056
通信費	1,229,516	21,903	1,251,419
修繕維持費	244,397	1,502	245,899
備品消耗品費	24,673	1,316	25,989
事務用品費	1,501,614	60,229	1,561,843
水道光熱費	320,339	14,829	335,168
印刷費	37,774	878	38,652
新聞図書費	0	0	0
諸会費	652,303	13,332	665,635
支払・銀行手数料	2,414,155	21,884	2,436,039
地代家賃	5,923,520	70,153	5,993,673
保険料	1,157,264	42,229	1,199,493
安全対策費	0	0	0
租税公課	1,809,504	0	1,809,504
減価償却費	189,858	8,694	198,552
支払報酬	13,508,893	79,860	13,588,753
雑費	281,199	21,050	302,249
貸倒引当金繰入額	0	0	0
為替差損益	1,852,703	0	1,852,703
その他経費計	41,193,096	361,973	41,555,069
事業費計	215,090,247	361,987	215,452,234

2025年度 活動計算書

自:2025年4月1日 至:2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

(単位:円)

科目	特定非営利活動事業		合計 (D=B+C)
	非収益事業 (B)	収益事業 (C)	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	707,005	2,995	710,000
職員人件費	3,686,941	15,620	3,702,561
法定福利費	550,072	2,330	552,402
福利厚生費	24,801	105	24,906
人件費計	4,968,819	21,050	4,989,869
(2) その他経費			
教育研修費	20,911	89	21,000
会議費	2,325	10	2,335
旅費交通費	121,088	513	121,601
通信費	658,207	2,788	660,995
修繕維持費	4,487	19	4,506
備品消耗品費	3,918	17	3,935
事務用品費	509,986	2,161	512,147
水道光熱費	△ 16,726	△ 71	△ 16,797
印刷費	169,597	718	170,315
新聞図書費	0	0	0
諸会費	39,829	169	39,998
支払・銀行手数料	840,228	3,560	843,788
地代家賃	503,688	2,134	505,822
保険料	126,152	534	126,686
租税公課	35,348	150	35,498
減価償却費	25,949	110	26,059
支払報酬	2,864,634	12,136	2,876,770
雑費	25,397	108	25,505
貸倒引当金繰入額	19,583,498	0	19,583,498
為替差損	0	0	0
その他経費計	25,518,516	25,145	25,543,661
管理費計	30,487,335	46,195	30,533,530
経常費用計	245,577,582	408,182	245,985,764
当期経常増減額	△ 17,658,262	553,318	△ 17,104,944
Ⅲ 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
過年度損益修正益	47,164	0	47,164
Ⅳ 経常外費用			
過年度損益修正損	272,517	2,324,880	2,597,397
Ⅴ 税引前当期正味財産増減額	△ 17,883,615	△ 1,771,562	△ 19,655,177
法人税、住民税及び事業税	0	70,000	70,000
当期一般正味財産増減額	△ 17,883,615	△ 1,841,562	△ 19,725,177
前期繰越一般正味財産額	97,908,816	△ 12,248,203	85,660,613
次期繰越一般正味財産額	80,025,201	△ 14,089,765	65,935,436
指定正味財産増減の部			
Ⅰ 受取寄附金	16,495,948	0	16,495,948
Ⅱ 一般正味財産への振替額	17,505,431	0	17,505,431
当期指定正味財産増減額	△ 1,009,483	0	△ 1,009,483
前期繰越指定正味財産額	6,214,059	0	6,214,059
次期繰越指定正味財産額	5,204,576	0	5,204,576
次期繰越正味財産額	71,140,012	0	71,140,012

2025年度 貸借対照表

2026年3月31日現在

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	248,139,313		
未収補助金	2,847,020		
未収事業収益	1,174,000		
前払費用	1,295,370		
仮払金等	792,574		
流動資産合計		254,248,277	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物付属設備	567,642		
工具器具備品	387,312		
有形固定資産計	954,954		
(2)無形固定資産			
電話加入権	74,330		
無形固定資産計	74,330		
(3)投資その他の資産			
差入保証金	834,537		
投資その他の資産計	834,537		
固定資産合計		1,863,821	
資産合計			256,112,098
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	45,211,392		
未払費用	1,191,918		
未払給与	315,877		
未払法人税等	70,000		
未払消費税	17,400		
前受金	132,216,439		
預り金	898,634		
流動負債合計		179,921,660	
1 固定負債			
退職給付引当金	5,050,426		
固定負債合計		5,050,426	
負債合計			184,972,086
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
前期繰越指定正味財産	6,214,059		
当期指定正味財産増減額	△ 1,009,483		
指定正味財産合計		5,204,576	
2. 一般正味財産			
前期繰越一般正味財産	85,660,613		
当期一般正味財産増減額	△ 19,725,177		
一般正味財産合計		65,935,436	
正味財産合計			71,140,012
負債及び正味財産合計			256,112,098

2025年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は個別方法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

法人税法の規定に基づいて、有形固定資産は定額法で償却をしています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税は税込経理により処理しています。

2. 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	ケニア 事業	南スーダン 事業	シリア・ トルコ事業	アフガニスタン 事業	パレスチナ 事業	国内 事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益									
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	840,000	840,000
2. 受取寄附金	0	0	5,760,871	11,744,560	0	0	17,505,431	35,372,694	52,878,125
3. 受取助成金等	0	64,957,525	43,735,036	49,193,719	16,103,615	0	173,989,895	0	173,989,895
4. 収益事業	0	0	0	0	0	0	0	961,500	961,500
5. その他収益	0	0	0	0	0	0	0	211,300	211,300
経常収益計	0	64,957,525	49,495,907	60,938,279	16,103,615	0	191,495,326	37,385,494	228,880,820
II 経常費用									
(1) 直接事業費									
直接事業費	0	26,421,903	22,869,436	43,785,609	14,967,624	0	108,044,572	0	108,044,572
直接事業費計	0	26,421,903	22,869,436	43,785,609	14,967,624	0	108,044,572	0	108,044,572
(2) 人件費									
役員報酬	675,000	675,000	675,000	2,002,500	697,500	0	4,725,000	710,000	5,435,000
職員人件費	3,518,740	23,895,541	15,085,294	8,125,395	3,029,096	0	53,654,066	3,702,561	57,356,627
法定福利費	86,598	1,128,376	4,345,898	1,395,485	516,932	14	7,473,303	552,402	8,025,705
福利厚生費	56	56	56	56	56	0	224	24,906	25,130
人件費計	4,280,394	25,698,973	20,106,248	11,523,436	4,243,528	14	65,852,593	4,989,869	70,842,462
(3) その他経費									
教育研修費	0	0	0	0	0	0	0	21,000	21,000
会議費	0	0	8,442	0	0	0	8,442	2,335	10,777
旅費交通費	518,924	6,029,729	2,734,872	740,219	13,198	4,114	10,041,056	121,601	10,162,657
通信費	159,802	745,282	175,568	87,758	61,106	21,903	1,251,419	660,995	1,912,414
修繕維持費	146,209	82,706	6,019	6,019	3,444	1,502	245,899	4,506	250,405
消耗品費	5,248	5,248	5,248	5,248	3,681	1,316	25,989	3,935	29,924
事務用品費	328,978	405,351	373,125	240,918	153,242	60,229	1,561,843	512,147	2,073,990
水道光熱費	59,308	113,273	60,068	59,308	28,382	14,829	335,168	△ 16,797	318,371
印刷費	3,515	17,772	3,515	11,365	1,607	878	38,652	170,315	208,967
新聞図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸会費	53,334	458,967	53,334	53,334	33,334	13,332	665,635	39,998	705,633
支払・銀行手数料	137,859	915,055	206,460	1,075,690	79,091	21,884	2,436,039	843,788	3,279,827
地代家賃	1,010,230	2,881,084	1,374,268	436,411	221,527	70,153	5,993,673	505,822	6,499,495
保険料	168,917	294,306	356,207	168,917	168,917	42,229	1,199,493	126,686	1,326,179
安全対策費	0	0	0	0	0	0	0	-	0
租税公課	0	88,689	1,720,815	0	0	0	1,809,504	35,498	1,845,002
減価償却費	34,774	34,774	63,808	34,774	21,728	8,694	198,552	26,059	224,611
支払報酬	272,538	4,713,035	7,264,193	957,453	301,674	79,860	13,588,753	2,876,770	16,465,523
雑費	399,670	△ 166,715	48,244	0	0	21,050	302,249	25,505	327,754
貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	19,583,498	19,583,498
為替差損益	175,280	801,480	53,183	726,582	96,178	0	1,852,703	0	1,852,703
その他経費計	3,474,586	17,420,036	14,507,369	4,603,996	1,187,109	361,973	41,555,069	25,543,661	67,098,730
経常費用計	7,754,980	69,540,912	57,483,053	59,913,041	20,398,261	361,987	215,452,234	30,533,530	245,985,764
当期経常増減額	△ 7,754,980	△ 4,583,387	△ 7,987,146	1,025,238	△ 4,294,646	△ 361,987	△ 23,956,908	6,851,964	△ 17,104,944

2025年度 計算書類の注記

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

当法人の正味財産は71,140,012円です。また、下記のように使途が特定されている期末残高は5,204,576円です。

したがって使途が制約されていない正味財産は65,935,436円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
外務省国際協力局 南スーダン平和構築 事業	0	17,850,178	17,850,178	0	補助金の総額は86,914,940円です。 返還金は8,600,000円の見込みです。
JPFシリア 保護事業(第4期)	0	6,210,835	6,210,835	0	補助金の総額は35,640,085円です。 返還金は48,717円の見込みです。
JPFトルコ 個別支援事業(第8期)	0	3,701,914	3,701,914	0	補助金の総額は30,640,085円です。 返還金は0円の見込みです。
JPFガザ地区 食料配布事業	0	16,103,615	16,103,615	0	補助金の総額は50,000,000円です。 返還金は1,631,695円の見込みです。
JPF南スーダン 保護事業(第6期)	0	27,035,665	27,035,665	0	補助金の総額は31,072,180円です。 返還金は123,864円の見込みです。
JPFシリア 平和構築事業	0	15,247,363	15,247,363	0	補助金の総額は24,453,134円です。 当期受入額との差額9,205,771円は 前受金として貸借対照表に計上しています。
JPFアフガニスタン 地震支援事業	0	49,193,719	49,193,719	0	補助金の総額は50,000,000円です。 返還金は806,281円の見込みです。
JPF南スーダン 保護事業(第7期)	0	19,782,799	19,782,799	0	補助金の総額は42,848,741円です。 当期受入額との差額23,065,942円は 前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省国際協力局 南スーダン平和構築 事業(第2期)	0	38,339	38,339	0	補助金の総額は60,591,612円です。 当期受入額との差額60,553,273円は 前受金として貸借対照表に計上しています。
JPFミャンマー 食料NFI配布事業	0	0	0	0	補助金の総額は22,650,778円です。 当期受入額との差額22,650,778円は 前受金として貸借対照表に計上しています。
JPF南スーダン 保護事業(第8期)	0	31,544	31,544	0	補助金の総額は15,000,000円です。 当期受入額との差額14,968,456円は 前受金として貸借対照表に計上しています。
国際連合女性機関 2025年度トルコ事業	0	10,730,632	10,730,632	0	補助金の総額は10,730,632円(USD70,000.00)です。 返還金は0円の見込みです。
国際連合食糧農業機関 2025年度トルコ事業	0	7,844,292	7,844,292	0	補助金の総額は7,844,292円(USD50,000.00)です。 返還金は0円の見込みです。
小計	0	173,770,895	173,770,895	0	
シリア 平和構築事業	0	10,516,000	5,760,871	4,755,129	使途指定寄附金による事業です。
アフガニスタン 地震支援事業	0	4,320,000	4,320,000	0	使途指定寄附金による事業です。
アフガニスタン 退避支援事業	6,214,059	1,659,948	7,424,560	449,447	使途指定寄附金による事業です。
小計	6,214,059	16,495,948	17,505,431	5,204,576	
合計	6,214,059	190,266,843	191,276,326	5,204,576	

2025年度 計算書類の注記

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末帳簿価額	備考
有形固定資産						
建物付属設備	639,263			71,621	567,642	事務所内装費
工具器具備品	540,302			152,990	387,312	事務機・椅子・脇机
無形固定資産						
電話加入権	74,330				74,330	
投資その他の資産						
保証金	1,058,337		223,800		834,537	
東京本部	805,557				805,557	契約時家賃(消費税除く)の3ヶ月分
トルコ事務所	28,980				28,980	TRY6,000.00
トルコ職員宿舍	223,800		223,800		0	TRY30,000.00
合計	2,312,232	0	223,800	224,611	1,863,821	

5 役員及びその近親者との取引の内容

科目	計算書類に 計上された 金額	内、役員との 取引	内、近親者 及び支配法人 との取引
(活動計算書)			
受取寄附金	52,878,125	2,180,000	160,000
事業費	215,452,234	978,500	0
活動計算書計		3,158,500	160,000
(貸借対照表)			
貸借対照表計		0	0

6 その他NPO法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・事業費と管理費の按分方法
管理費の内、共通する経費は、事業地域国数に応じて按分しています。

2025年度 財産目録

2026年3月31日現在

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
小口現金	543,880		
普通預金			
三菱UFJ銀行	238,271,763		
ゆうちょ銀行	2,723,751		
スタンダードチャータード銀行	1,976,050		
エコ銀行	2,498,349		
ワクフ銀行	2,125,520		
	247,595,433		
未収補助金			
FAO2025年度トルコ事業最終請求分	2,847,020		
	2,847,020		
未収事業収益			
JICAトルコ社会的結束事業保留金	1,174,000		
	1,174,000		
前払費用			
家賃	295,370		
保険料	1,000,000		
	1,295,370		
仮払金等			
労働保険料概算払	792,574		
	792,574		
流 動 資 産 合 計		254,248,277	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物付属設備	567,642		
工具器具備品	387,312		
有形固定資産計	954,954		
(2)無形固定資産			
電話加入権	74,330		
無形固定資産計	74,330		
(3)投資その他の資産計			
保証金 東京事務所	805,557		
保証金 トルコ事務所	28,980		
長期未収入金	19,583,498		
貸倒引当金	(19,583,498)		
投資その他の資産計	834,537		
固 定 資 産 合 計		1,863,821	
資 産 合 計			256,112,098

2025年度 財産目録

2026年3月31日現在

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

(単位:円)

科 目	金 額		
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
返還金 JPF南スーダン保護事業(第4期)	140,242		
返還金 JPF南スーダン保護事業(第5期)	50,000		
返還金 JPF南スーダン保護事業(第6期)	123,864		
返還金 N連南スーダン平和構築事業	8,600,000		
返還金 JPFトルコ地震支援事業	496,100		
返還金 JPFシリア保護事業(第4期)	48,717		
返還金 JPFアフガン地震支援事業	806,281		
返還金 JPFガザ食料支援事業	1,631,695		
JPFアフガン地震支援事業事業費	28,535,702		
JPFガザ食糧援助事業事業費	3,778,124		
本部関連費用	1,000,667		
	45,211,392		
未払費用 社会保険料			
社会保険・労働保険料(雇用主負担分)	832,858		
南スーダン職員賞与	359,060		
	1,191,918		
未払給与 短時間勤務職員 3月分給与	315,877		
未払法人税等			
未払消費税			
前受金			
JPFシリア平和構築事業	9,205,771		
JPF南スーダン保護事業(第7期)	23,065,942		
N連南スーダン平和構築事業(第2期)	60,553,273		
JPFミャンマー食料NFI配布事業	22,650,778		
JPF南スーダン保護事業(第8期)	14,968,456		
事務所サブリース家賃(2026年度分)	1,772,219		
	132,216,439		
預り金			
社会保険料・税金等	500,053		
源泉税 南スーダン	398,581		
	898,634		
流 動 負 債 合 計		179,834,260	
1 固定負債			
退職給付引当金 南スーダン	5,050,426		
流 動 負 債 合 計		5,050,426	
負 債 合 計			184,884,686
正 味 財 産			71,227,412

令和7年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 どちらかに○	(フリガナ)		前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
		氏名			
1	○理事・監事	セヤ ルミコ		令和7年4月1日	令和7年4月1日
		瀬谷 ルミ子		～ 令和8年3月31日	～ 令和8年3月31日
2	○理事・監事	ナドイ リョウ		令和7年4月1日	年 月 日
		中土井 僚		～ 令和8年3月31日	～ 年 月 日
3	○理事・監事	カ イ ツ材		令和7年4月1日	年 月 日
		永井 恒男		～ 令和8年3月31日	～ 年 月 日
4	○理事・監事	ミヤタ サコ		令和7年4月1日	年 月 日
		宮下 幸子		～ 令和8年3月31日	～ 年 月 日
5	○理事・監事	サウ ジュンイチ		令和7年4月1日	年 月 日
		佐藤 純一		～ 令和8年3月31日	～ 年 月 日
6	○理事・監事	カキタ ミホ		令和7年4月1日	年 月 日
		河北 美穂		～ 令和8年3月31日	～ 年 月 日
7	○理事・監事	ナダ コウヘイ		令和7年4月1日	年 月 日
		長田 公平		～ 令和8年3月31日	～ 年 月 日
8	理事・○監事	ムカイマ シヒロ		令和7年4月1日	年 月 日
		向山 光浩		～ 令和8年3月31日	～ 年 月 日
9	理事・監事		以下空白	年 月 日	年 月 日
				～ 年 月 日	～ 年 月 日
10	理事・監			年 月 日	年 月 日
				～ 年 月 日	～ 年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

特定非営利活動法人Reach Alternatives

	氏 名	
1	井手 正幸	
2	谷口 修	
3	神谷 万丈	
4	村上 久乃	
5	小原 博之	
6	桑原 邦嘉	
7	甲斐 信好	
8	野村 滋	
9	柴田 秀孝	
10	須田 哲史	
11	天野 源之	
12	以下省略	

監査報告書

2026年5月19日

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

理事長 瀬谷 ルミ子 様

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

監 事

岡山 光浩

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、令和7年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)に係る理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事、使用人等から業務に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁資料等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る貸借対照表、活動計算書、計算書類の注記及び財産目録並びに事業報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 貸借対照表、活動計算書、計算書類の注記及び財産目録の監査結果

会計監査人 公認会計士 瀬山剛氏の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月16日

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

代表理事 瀬谷 ルミ子 殿

港 総 合 会 計 事 務 所

東京都中央区

公認会計士

瀬山 剛

監査意見

私は、特定非営利活動法人 Reach Alternatives の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで 2025 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類の注記並びに財産目録について監査を行った。

私は、上記の計算書類及び財産目録が、計算書類の注記に記載された会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において、計算書類の注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、特定非営利活動法人 Reach Alternatives から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—計算書類等作成の基礎

計算書類の注記に記載されているとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類等を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類等及びその監査報告書以外の情報である。私は、その他の記載内容が存在しないと判断

したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、計算書類の注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録を作成し、また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

理事者が継続組織を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等

に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、特定非営利活動法人 Reach Alternatives は継続組織として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、計算書類等の注記に記載されているとおり、「NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)」の規定に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

特定非営利活動法人 Reach Alternatives と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上